

救急救命士による気管挿管同意説明書

みつわ台総合病院長
千葉市消防局

当院では救急救命士による気管挿管実習を行っています。この実習は厚生労働省が示す「病院（手術室）実習ガイドライン」に基づき、さらに院内審査及び麻酔科専門医によって十分な安全が確保されると判断された場合にのみ行っています。

以下の説明には少し専門的な内容も含まれておりますが、よくお読みいただき救急救命士による気管挿管実習に協力していただけるかを十分にご検討下さるようお願いいたします。

よくわからない内容や不安な点がある場合は、当院麻酔科専門医に遠慮なくおたずね下さい。

<救急救命士による気管挿管の必要性>

救急救命士が搬送する傷病者の中には、心臓の拍動や呼吸が停止している重症傷病者がいます。

これらの人達の命を救うためには直ちに肺に酸素を送り込むことが必要です。そのためには口から肺の入口である気管までの通り道を開通させなければなりません、その最善の方法が「気管挿管」です。

「気管挿管」とは直径が1センチメートル弱のやわらかい管（気管内チューブ）を口から気管まで入れることで、この管を通して肺に酸素を送ることが可能になります。

病院内において気管挿管は手術のための全身麻酔で日常的に行われています。

欧米の多くの国では、すでに救急救命士による気管挿管が行われ傷病者の救命率の向上につながっています。日本では気管挿管は医師のみに認められていましたが2004年3月に救急救命士法施行規則の一部が改正され、2004年7月から救急救命士にも認められるようになりました。これにより、わが国の救急の現場でもより一層の救命率の向上が期待されています。

救急救命士が的確かつ安全に気管挿管を行うためには専門的かつ高度な教育が必要です。そのため救急救命士は基準を満たす病院において日本麻酔科学会の認定した麻酔科専門医の指導のもとに病院実習を行い、認定審査に合格しなければなりません。

当院（みつわ台総合病院）は上記基準を満たし、千葉市消防局との連携により救急救命士の気管挿管実習を行っています。

気管挿管実習を行う救急救命士は、すでにそのための教育と訓練を受け、実習のための試験に合格しています。

患者様には趣旨をご理解いただき、救急救命士による気管挿管実習へのご協力をお願いいたします。

気管挿管実習は下記の条件のもとに行われます。

- 1 実習は当院麻酔科専門医の厳重な監視と指導のもとに行われます。
- 2 救急救命士による気管挿管の施行は2回までとします。
- 3 救急救命士が行う実習は全身麻酔開始時の一連の気管挿管操作だけです
(これはマスクによる自発呼吸下酸素吸入から導入後のマスクによる人工呼吸、
喉頭展開、気管挿管、気管内チューブ固定、人工呼吸再開までです。)
- 4 気管挿管に伴う薬剤投与などはすべて麻酔専門医が行います。
- 5 麻酔科専門医が直接行うのと同等の安全性が確保されない可能性がある判断
した場合は、救急救命士の実習は直ちに中止し、麻酔科専門医自身が実施します。
- 6 手術中の麻酔は担当麻酔科医が行います。